

「トラック輸送の省エネ対策の推進(燃料費高騰対策)」
 (先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助)
 の実施(第2次募集)について

国の平成25年度補正予算によりトラック輸送の省エネ対策(燃料費高騰対策)として平成26年3月に補助金申請の募集(第1次募集)を行いました。下記要領にて第2次募集を行うこととなりました。

このうち、先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助金の対象及び申請方法等について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。



- ① 以下のア～ウに該当する者であって、**保有車両5両以上30両以下**の者
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象

先進環境対応型ディーゼルトラック(該当する型式は別紙を参照してください)

◆以下の①～③の要件を全て満たすものが補助対象となります。

- ① 車両総重量**3.5t超**の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること

「平成27年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合かつNOx・PM+10%以上低減車」	
「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」 かつ「平成21年排出ガス基準適合車」	

- ② 平成25年12月12日から予算額に達した申請受付日までに新車新規登録された車両であること
 - ③ ①の導入にあたり、以下i～iiiのいずれにも該当する事業用トラックとの入れ替えであること
 - i 平成27年度燃費基準未達成車
 - ii 平成25年12月12日以降に名義変更^{※1}又は廃車^{※2}したものであって、廃車又は名義変更した日以前過去1年間以上所有しているもの
 - iii 導入する先進環境対応型ディーゼルトラックと同区分(大・中・小型)であるもの
- ※1 「名義変更」とは、車検証上の所有者名又は使用者名を変更することをいう。
 ※2 「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。

3. 補助額等

補助対象	補助率	補助額		補助上限台数
先進環境対応型 ディーゼルトラック	通常車両価格との 差額の 1/2 以内	左記により、以下の区分に応じた補助額となります。		1事業者あたり1台 (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける事業者あたり1台)
		大型	100万円	
		中型	70万円	
		小型	40万円	

4. 予算額

約5.3億円(当初予算額25億円のうち、1次募集で交付決定をしたものを除く残額の範囲内)

※ 補助は予算額の範囲内で実施いたします。したがって、当該申請受付日までに導入したものであっても、**予算額を超過した場合は、補助金が交付されません。**

5. 申請者

補助金を申請できるのは、**補助対象車両の車検証上の「所有者」**です。「使用者」ではありませんので、特にリースによる導入の場合には注意してください。

6. 申請先

申請者が所在する各都道府県トラック協会となります。

申請者がリース事業者の場合は、補助対象となる車両の使用者であるトラック運送事業者が所在する各都道府県トラック協会となります。

7. 申請受付日

平成26年5月22日(木)から6月6日(金)まで

(土曜・日曜・祝日及び各都道府県トラック協会の定める日を除く。)

※ 補助金申請額が予算額に達した日をもって申請受付を終了します。

※ 受付状況は、全日本トラック協会ホームページで公表する予定です。

8. 申請書類等

申請書類一式：正本1部、副本2部の合計3部

※岐阜県トラック協会に申請の方は、申請時に補助金請求書(様式第6)も併せて提出して下さい。

◆ 必要な書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書(様式第1)及び別紙(様式第1の1)
- (2) 振込先調書
- (3) 補助対象経費にかかる見積書及び請求書の写し
- (4) 補助対象経費にかかる支払を証する書類(領収証等)の写し
- (5) 補助対象車両の自動車検査証の写し(所有権留保を解除した車両の場合は、新車新規登録時の自動車検査証の写し及び移転登録後の自動車検査証の写し)
- (6) 名義変更又は廃車した車両(入れ替え前車両)の証明書類
 - ① 名義変更の場合
所有していたこと又は名義変更したことを証する書類(詳細登録事項等証明書等)
 - ② 廃車の場合(以下のアとイのいずれも必要)

ア 廃車したことを証する書類（詳細登録事項等証明書等）

イ 廃車車両にかかる自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したものの）

③ 入れ替え前車両の所有者名義が、名義変更又は廃車した日以前1年間に変更され、変更前と変更後が同一事業者である場合は、そのことを証明する書類（登記簿謄本等）

(7) 自動車賃貸契約書の写し【リースの場合に限る】

※ 一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。

※ 申請書類のうち副本の1部は申請者控えとしてお返しします。補助金交付決定を受けた場合は、5年間の保管義務がありますので、大切に保管してください。

9. 交付決定及び額の確定通知

申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、各都道府県トラック協会から申請者へ連絡いたします。

なお、補助金申請額が予算額を超過した場合は、**予算額を超過した日に受付した申請の中から、予算額の範囲内において、抽選にて交付決定を行います。**

※詳細については、全日本トラック協会ホームページにおいてお知らせします。

10. 補助金の請求

申請者が上記9による交付決定及び額の確定を受けましたら、補助金請求書（様式第6）を各都道府県トラック協会へ提出してください。

11. 注意事項

(1) 補助対象となる車両は事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）です。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）は補助対象ではありません。

(2) 補助対象車両に関し、他の国の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

(3) 今回の補助は、地方公共団体等による協調補助を必要としません。

(4) この補助事業は、申請受付日までに新車新規登録が完了されたものについて、申請が可能です。

支払いの取り扱いについては、現金による購入や割賦支払いが完了する等、申請受付日までに支払いが完了しているものから交付決定を行います。申請受付日の翌日以降に決済される手形や割賦といった購入形態においては、支払いが完了し、領収書等の書類が提出されたものから交付決定を行います。なお、支払いの最終期限は、平成26年9月30日までとなります。

また、申請受付期間内に既に支払いが完了している申請者による申請額が予算額に達してる場合や、後日支払いが完了し、領収書等の提出がなされた時点で既に予算額に達している等の場合は、補助金を受けることはできませんのでご注意ください。

(5) 補助金を受けて購入した車両は、法定耐用年数の期間について保有義務が生じます。その間に売却等で所有者を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただくこととなります。

(6) 名義変更した入れ替え前車両を従前の所有者名又は使用者名に再び変更することは認められません。

該当ケースについては、交付決定を取り消すとともに、補助金を返還していただくこととなります。

(7) 第1次募集で交付決定を受けた申請者は、補助を受けることはできません。